

## 令和6年度三重県介護テクノロジー導入支援事業 Q&A

(令和6年7月11日時点)

### Q1 令和5年度からの変更点はあるか？

- ・ 三重県介護ロボット導入支援事業と三重県ICT導入支援事業の2つの事業を、三重県介護テクノロジー導入支援事業に一本化しました。
- ※介護ロボット、ICT等の導入支援については、例年通り三重県介護テクノロジー導入支援事業で行います。
- ・ 介護ロボットやICT等を複数組み合わせる事業所、見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う事業所に対して支援を行う介護テクノロジーのパッケージ型導入支援を新設しました。

### Q2 どのようなロボットが対象か？

A. 実施要領第4条(1)ア・イ・ウの全ての条件を満たしている必要があります。

※ア: 上記「資料 別紙1」を確認ください。①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援の、各項目内にある、全条件を満たしている必要があります。

※イ: 要領内の項目の、どちらかの条件を満たしていることが条件です。経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)ということではありません。

Q3 インストールではなくライセンス契約する介護ソフトも補助の対象になるか？

A. 申請可能です。ただし、ライセンス等の更新費用は対象外となります。

Q4 介護ソフトは導入済みで、LIFE の加算のために拡張機能を導入する場合も申請可能か？

A. 申請可能です。ただし、利用している介護ソフトが一通貫のもの(転記等の業務が発生しなくなる)である必要があります。

Q5 1つの介護ソフトを複数の事業所で利用する場合も申請可能か？

A. 申請可能です。ただし、対象経費について按分して申請していただくことになります。

Q6 パソコン・プリンターは補助の対象にならないのか？

A. 事業所(事務室や職員室等の主に職員が使用する部屋)に置くパソコンやプリンターは補助対象外となります。利用者の居室や、利用者の家族の自宅等で、タブレットと同様に使用する小型パソコンについては、事業実施計画書における実施計画の内容によっては、補助対象経費と認めることがあります。

Q7 LIFE の申請を行ったが、利用案内通知が期日までに届かない場合、どうすればよいか？

A. 利用申請完了の画面をプリントアウトしたものを添付していただければ、申請可能です。ただし、利用案内通知が届きしだい、ログイン後の画面をプリントアウトしたものを必ず提出してください。追加の提出がない場合、補助金の交付申請は無効になります。

Q8 基準額算出のための職員数の考え方について

A. 下記を参考に、基本は常勤換算方法で算出してください。

○介護老人福祉施設と短期入所生活介護(空床型)又は介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設(以下「介護老人保健施設等」という)とみなし指定(短期入所療養介護)の事業所職員の考え方について

介護老人福祉施設と短期入所生活介護(空床型)又は介護老人保健施設等とみなし指定(短期入所療養介護)については、施設内で一体的に職務に従事することから、申請事業所は本体施設で申請してください。職員数は申請時点における常勤換算方法により算出された人数としますが、施設内で他の職種に従事(兼務)している職員は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。

○介護老人福祉施設と短期入所生活介護(併設型)の事業所職員の考え方について

介護老人福祉施設と短期入所生活介護(併設型)については、施設内で一体的に職務に従事していますが、別途事業所指定をしていることから本体施設とは別途申請することは可能です。

ただし、職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数としますが、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。

※ 上記の算出方法は、ICT 補助金の基準額算定のためのものです。人員基準上の算出方法とは異なりますのでご注意ください。

※ 常勤職員が複数の職種に従事した場合には、常勤換算方法 1.0(実人数 1 人)としてカウントします。

※ 非常勤職員が複数の職種に従事した場合には、常勤換算方法による合計(例えば、常勤

換算方法による合計が 0.8(実人数 0.8 人))としてカウントします。

本体施設とみなし指定に従事する場合

	本体施設	空床型ショート みなし指定	申請時の職員数の考え方	
			本体施設	空床型ショート みなし指定
常勤職員	管理者(0.8)	管理者(0.2)	管理者(1.0)	申請不可
非常勤職員	介護職員(0.6)	介護職員(0.2)	介護職員(0.8)	申請不可

本体施設と併設型ショートに従事する場合

	本体施設	併設型ショート	申請時の職員数の考え方	
			本体施設	併設型ショート
常勤職員	管理者(0.8)	管理者(0.2)	管理者(0.8)	管理者(0.2)
非常勤職員	介護職員(0.5)	介護職員(0.1)	介護職員(0.5)	介護職員(0.1)

( )内は常勤換算方法により算出した人数

Q8 見守り機器の導入と通信環境整備を同時に申請する場合、どうすればよいか？

A 介護ロボット導入支援事業(実施要領第3条)で見守り機器を申請し、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業(実施要領第5条)で通信環境整備を申請していただくか、いずれも介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業で申請していただくかのどちらかで申請可能です。いずれの事業も補助上限額がございますので、どちらを選択するか注意して申請してください。